平成２１年（フ）第５３７６号
大阪府八尾市南小阪合町２丁目１番23―101号
債務者　小峰　康子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４９号
大阪府門真市本町35番１―510号
債務者　尾沼やえ美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４７８号
大阪市北区中津４―７―３―1001、住民票上の住所大阪府枚方市長尾家具町３丁目７番地の47
債務者　安藤真由美（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９０号
大阪府豊中市大黒町１丁目４番４号
債務者　前田　智一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５１３号
大阪府大東市津の辺町17番14号　ベルハイム畷313号
債務者　松尾　裕治
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５１号
大阪府門真市上島町26番19―106号
債務者　舛久ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５６号
大阪市平野区喜連１丁目４番７号
債務者　中村　正博
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５９号
大阪府枚方市磯島茶屋町16―９　メゾンコスモ御殿山101、住民票上の住所大阪府枚方市田口２丁目26番10号
債務者　石川久仁子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５６３号
大阪府高槻市城南町２丁目13番７号
債務者　河﨑　貴子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５６５号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ30―403号
債務者　山﨑　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５６６号
大阪府東大阪市日下町５丁目１番６号
債務者　神尾　政博
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１８１９号
堺市東区白鷺町２丁６番21―301号
債務者　小谷　純也
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１８２０号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅１棟603号
債務者　小谷　麻美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５７２号
堺市北区金岡町2362番地　楠マンション１階３号室
債務者　井髙多美世
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
大阪府松原市柴垣１丁目19番２号
債務者　松田　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５８４号
大阪府松原市柴垣１丁目19番２号
債務者　松田　聖子（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６２４号
堺市中区福田412番地12
債務者　谷川　美紀
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係